

平成 25 年度ごみ処理基本計画  
アクションプログラム



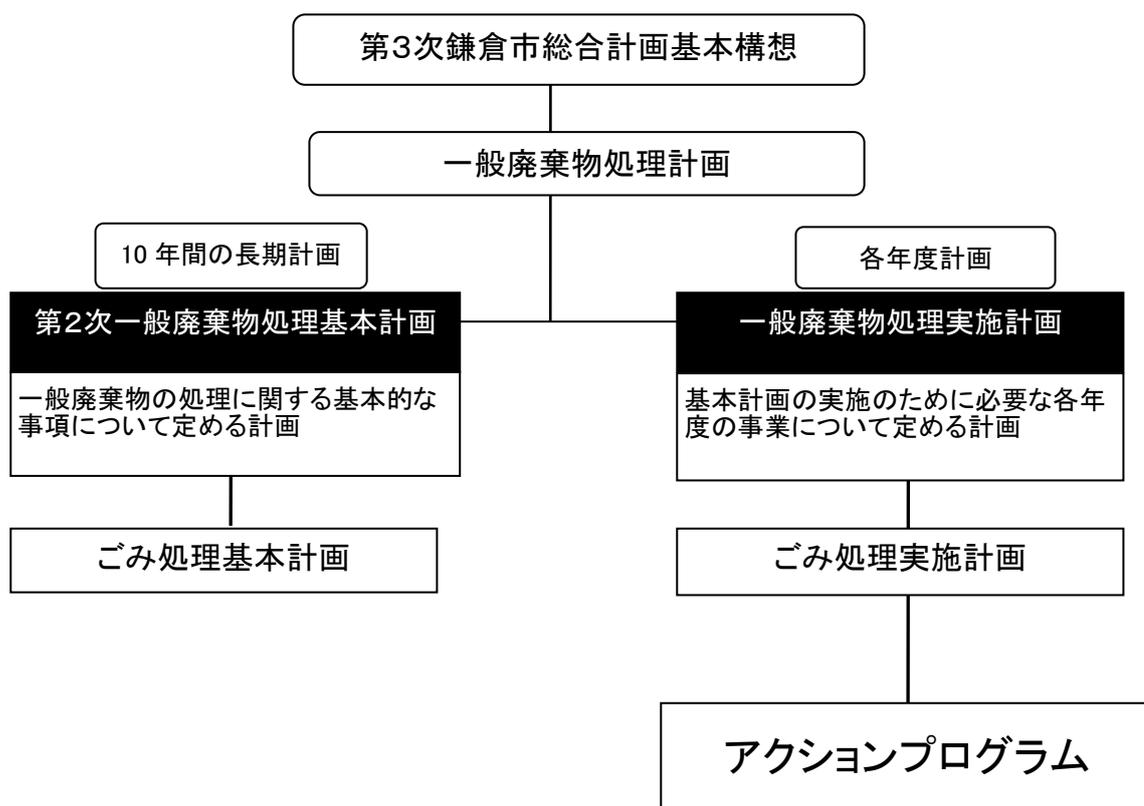
## アクションプログラムの背景

平成 18 年 10 月に平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の基本計画とする第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定し、5 年目にあたる平成 22 年度には中間的な見直しをするものとなっていました。

この 5 年間の推計人口と実際の人口動態の乖離、ごみ処理広域化及び生ごみ資源化施策の検討、国の廃棄物処理に関する法制度の改正などを踏まえた計画の改定が必要であったことから、平成 23 年 6 月 13 日にごみ処理基本計画の中間見直しを行いました。

中間見直し後のごみ処理基本計画は、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の計画期間とし、市民、事業者、行政の連携・協働によるごみ減量・資源化を推進するものであり、毎年度ごとに着実なごみ焼却量の減量が求められるものであることから、計画的で着実な事業の推進を図るため、具体の施策を定めたものがアクションプログラムです。

今回、平成 23 年度から 24 年度にかけてのごみ減量・資源化施策ごとの実績を踏まえ、平成 25 年度以降のごみ処理基本計画（中間見直し）を再構築したことを踏まえ、平成 25 年 5 月 23 日に平成 25 年度アクションプログラムを策定しました。



減量・資源化対策の実施事業のスケジュール

(第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し)(再構築) P 29)

主な実施事業	25年度	26年度	27年度
家庭・地域に対する働きかけ			
家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化	戸別収集 一部実施	全市実施	
家庭での取り組み (家庭用生ごみ処理機の普及等)	継続実施		
臨時ごみ・持込みごみの ごみ処理手数料の改定		実施	
事業所・商店街に対する働きかけ			
事業所での資源物分別徹底	継続実施		
事業所での取り組み (事業系ごみ処理手数料の改定等)		実施	
多量排出事業所における生ごみ資源化 (大型生ごみ処理機の普及)	継続実施		
	助成制度実施		
小規模施設による生ごみ減量		モデル事業	検討
その他のごみ減量・資源化の方策			
リサイクルの推進－資源化品目の拡大			
竹・笹・シュロ類	継続実施		
布団・畳・木質廃材	継続実施		
家庭系製品プラスチック		実施	
市民、事業者、行政が一丸となった取り組みの推進			
鎌倉のごみ減量をすすめる会の活動	継続実施		

上記のスケジュールに基づき、次の6項目の重点項目により進行管理を行います。

- 重点項目1 家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化
- 重点項目2 家庭での取り組み
- 重点項目3 事業所での取り組み
- 重点項目4 多量排出事業所における生ごみ資源化
- 重点項目5 小規模施設による生ごみ減量
- 重点項目6 資源化品目の拡大(製品プラスチックの資源化)

## 重点項目 1

### 家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化

ごみ焼却量を減らすには、「ごみを持ち込まない」「ごみを作らない」「ごみを出さない」社会づくりが必要です。

ごみ減量・資源化に向けた市民意識を高め、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化、ごみ排出量の減量を図るため、家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化を導入します。経済的インセンティブ効果と排出者責任の明確化により、燃やすごみに混入する資源物の分別徹底と併せ、ごみの発生抑制を図ります。また、戸別収集は、超高齢社会の到来、ライフスタイルの多様化、クリーンステーションにおける近隣トラブル等に対応するものでもあります。

家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化については、市民の方々の理解と協力が不可欠であることから、市主催説明会開催と並行しながら、自治・町内会等へ説明に出向くとともに、学識経験者を講師とした講演会を開催するなど、さまざまな機会を通じて市民の理解を得ていきます。

平成26年7月からの実施のために、条例等改正を12月に予定することとし、改正前のパブリックコメント、改正後の市主催説明会の開催や戸別現地調査を計画しています。また、クリーンステーションに排出している少量排出事業所に対しても、制度改正を周知します。

アクション	平成25年度目標			平成26年度からの実施に向けた構築								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 広報等による周知 広報かまくら等 ホームページ ごみダイエット展			○	○								○
○ 市主催説明会			○	○		○						○
○ 自治・町内会説明会	←											→
○ 講演会					○							
○ パブリックコメント							←	→				
○ 条例改正									○			
○ 啓発資料の作成 DVDの作成 パンフレット作成	←	→										
○ 戸別現地調査										←	→	
○ 少量排出事業所への周知			←	→								→





## 重点項目 4

### 多量排出事業所における生ごみ資源化

事業所のうちごみ排出量が毎月3トン以上等の基準を超えるものは、多量排出事業所として、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例により「減量化及び資源化計画書」の市への提出が義務付けられています。

本市内には毎年度約50事業所の多量排出事業所があり、個別に訪問し、ごみ減量への取り組みを依頼しているところです。

事業系ごみの多くを占める生ごみの資源化は、排出量の多い多量排出事業所で実施することが、収集運搬のコスト軽減から効率的です。このため、生ごみ資源化事業者への委託による生ごみの資源化又は減量を勧めていきます。

生ごみ資源化事業者は市外に立地することから、大型生ごみ処理機の設置による生ごみの減量・資源化も併せて進めていきます。大型生ごみ処理機の設置を促進するために、多量排出事業者向けの設置費等に対する助成制度を創設し、実施します。

アクション	平成25年度目標  ごみ焼却削減量390 t											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 多量排出事業所の抽出	←————→											
○ 「減量化及び資源化計画書」の提出	←————→											
○ 多量排出事業所への訪問調査、生ごみ資源化の啓発				←————→								
○ 大型生ごみ処理機設置助成制度の創設・運用	←————→											
○ 大型生ごみ処理機モデル機の検証	←————→											



